



税理士・社会保険労務士・中小企業診断士

みずの通信

水野会計事務所

500-8288 岐阜市中鶉 3-70-7

TEL058-273-2484 FAX058-273-2416

2020. 3

食料品の消費税等の軽減税率と所得税の取り扱い

お持ち帰りの食料品が軽減税率の8%が適用されることは、皆さんもご存じだと思います。

外食は10%の消費税とされることもご存じだと思います。

外食とは飲食施設のある所のサービスの提供とされています。

フードコートは、外食のお店が提供したものでなく、デベロッパー？が提供したスペースですが、それは飲食施設として、10%の消費税とされています。

ハンバーガーショップは、店員がお持ち買えりかどうかを商品引き渡し時に顧客に尋ね、顧客がお持ち帰りと言えれば8%、店内で食べると言えば10%とされています。

コンビニもハンバーガーショップと同様とされていますが、ほとんどがお持ち買えりの客ですので、商品引き渡し時に尋ねられることは、私の経験上、ないように思います。本来は尋ねるべきであることとなります。

ホテルは、ルームサービス等々の部屋食は10%、売店で購入したものを部屋で食した場合は8%とされています。

屋台は、テーブルが出してあって、顧客が、テーブルで食すると言えれば10%、公園のベンチで食べると言えれば、8%となります。

スーパーマーケットの休憩スペースでの飲食は、本当の休憩場所かどうか、つまり飲食を奨励している場所か、飲食をしないしてほしいとしている場所かで判断されるようです。

社員食堂、学生食堂は、飲食施設を提供していますので、外食ですから、消費税は10%とされますが、それとよく似た給食は、8%が適用される場合があります。

給食とは、一律に、同一メニューを提供するものとされています。アレルギー等で変更される場合はやむを得ないとされていますが。

給食が8%とされる場合は、他へ食事に行くこと等が困難な人たちがいる施設で提供され、1食が640円以下、1日の累計額が1,920円以下の場合とされています。

具体的には、老人ホーム、サービス付き高齢者専用住宅等々となります。

病院の給食は、非課税とされています。(病院の食堂ではありません)

保育園は、認可保育園であれば非課税とされています。認可外保育園でも認可外保育施設指導監督基準を満たすとして証明書の交付を都道府県知事から受けている場合は非課税となります。

幼稚園は、授業料として徴収している場合は、非課税とされます。給食費として徴収している場合は、消費税が課税され、上記金額基準を満たせば8%となります。無認可保育園も同様です。

では、社員食堂、学生食堂において調理し食事を提供している業者はどうでしょうか。

すべてを委託費で徴収している場合は、当然、10%です。

委託費と材料代を区分すれば、材料費は8%、委託費が10%となります。

ただ、一般企業の場合、仕入れ税額控除が適用されますから、すべて委託費として10%消費税をのせて支払いをしても、一部を材料費にして8%にしても、消費税の場合は結果は同じとなります。受託側

の会社も同様です。

ただ、大学などの学生食堂は少し違ってきます。なぜなら、その他の収入のほとんどが非課税収入で、個別対応方式を採用して消費税を計算する場合は一般企業と同様となりますが、一括比例配分方式を採用した場合は、金額の大小は別として、仕入れが8%の方が有利となります。

弁当を給食センターから購入して、従業員の食事とする場合はどうなるのでしょうか。

所得税の扱いは次の通りです。

1か月の食費の2分の1以下（上限3,500円）までを企業が負担した場合は、その分は給与課税をしないこととしています。

具体的には、1か月の給食センターに支払った弁当代が8,000円であれば、その2分の1が4,000円、上限3,500円を超えますので、3,500円までを会社負担とできます。つまり給与から天引きする金額は、 $8,000円 - 3,500円 = 4,500円$ でよいことになります。

さて、テレビなどを見ていると、豪華な昼食が安い価格で社員食堂にて提供される会社の紹介があります。これはなぜでしょう。給与加算されないのでしょうか。

これは、自社で調理している場合は、材料代だけが購入費とされるからです。

つまり、上記8,000円の弁当代には、材料費、機械の設備の償却費、維持費、人件費、光熱費、運送代等々の諸経費、それに給食センターの利益が入っていますが、自社調理の場合は、そのうちの材料費だけでよいとされています。通常のお店がちょっとリッチなランチとして提供する食事の定価が1食1,500円として、20日食べると、30,000円になります。その材料費が定価の30%の9,000円としたら、その2分の1が4,500円、3,500円を上回りますから、従業員負担は、 $9,000円 - 4,500円 = 4,500円$ で提供できることとなります。20日で割ると、1食230円で提供できることとなります。会社側はさすがにもっと高い定価にしていると思いますが、この理由で給与加算されることがないのです。大企業、優遇ですね。

現在は、自社で給食士さんを雇用している場合はほとんどなく、外部委託している場合が多いかと思いますが、その場合、材料代と委託費とを区分した場合は、材料費代だけでよいとされています。つまり、先ほどの消費税の話での材料代と委託費との区分は、一般企業の社員食堂の場合は、給与課税の問題で必要とされ、消費税の問題はついでの話となります。

なお、材料代と委託費の区分は、適当にして請求すればよいというのではなく、材料の仕入れ業者と同じように、材料の明細を詳細に明記して請求する必要があります。

弁当を従業員の注文に応じて個数を給食センターに発注して、従業員がそのままの金額を支払う場合は、単純な立替か預り金と考えられますから、消費税の問題はありませんが、先ほどのように一部補助した場合は、仕入れ値と従業員の負担額が違いますから、消費税上は課税仕入れと課税売上になります。仕入れの消費税は8%、売りの消費税は何%でしょうか。コンビニのイトインのように、食事のスペースを提供したとして10%になるのでしょうか。

自分の机、会議室、休憩室等で食事するのは8%ですが、わざわざ食堂を設けていると、判定は禅問答のようになります。

なお、残業食は上記のような金額の上限はありません。社会通念上の範囲内であれば問題ないでしょう。実費でなく、金銭で渡した場合は300円までとされています。

上記判定の金額基準は税抜金額ですが、給与認定された場合は、税込み金額で給与加算されます。上記基準を満たさない場合は、上記基準を超えた分が給与認定されるのではなく、全額、給与認定されます。

出張手当の消費税は10%です。